

## 平成 31 年 10 月 23 日 衆議院法務委員会議事録

○松島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。日吉雄太さん。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。

本日は、質問の機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。法務委員会には初めて所属をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、さきの台風被害においてお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本日は、安倍内閣におきまして、今回、法務大臣に御就任されました河井大臣に、法務行政を中心にお伺いをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、河井大臣が先般、法務省の幹部の職員の方々に就任の御挨拶をされたときのお話について少しお伺いさせていただきます。

紹介させてください。

『細かいことは、私は精通していないかもしれない。しかし、大筋では絶対間違いないのない方向を示していきたいと思っておりますから、どうぞその大筋の中で、法務省の皆さんには思う存分自由闊達に努力をしていただきたい。責任は私がとるんです。法務省を代表して、私は戦うこともあるでしょう。法務省を代表して、責任をとらなければならないと、それは覚悟いたしておりますから、皆さんにはどうぞ思い切って頑張ることを心から期待いたします』と、鳩山邦夫元法務大臣の言葉を引用されてお話をされておりました。

まず初めに、この言葉の意味するところ、真意といいますか、少し補足的に御説明をいただけますでしょうか。

○河井国務大臣

私は、十二年前、十一年前、副大臣として鳩山邦夫法務大臣にお仕えをさせていただきました。今も日吉委員から引用していただきましたけれども、鳩山邦夫法務大臣、法曹の資格は持っていました。ちなみに、そのとき、大臣も副大臣も大臣政務官も、三人とも法曹資格はないようだったんですけども、大変人情味があり、また温かく楽しい人柄で、それでいて問題の所在をぴっと察知をして、感知して、それに対して政治家としての考え方、政治主導ということで見事に法務大臣としての職責を果たされた。私は、副大臣としてずっとそばでお仕えしながら、本当に敬愛をさせていただきました。

私が法務省に御縁をいただくのはそれ以来ということありますので、私の目標とする法務大臣は誰かともしお尋ねになるとすれば、それは鳩山邦夫法務大臣であります。そういう想いで、あえて自分自身の大蔵訓示の中でその鳩山先生がおっしゃった言葉というのを引用させていただきました。これから、そういう法務行政をぜひつくり上げていきたい、そう考えております。

○日吉委員

今お話しいただきました。その中で、私が大臣の言葉の中で特にポイントになる言葉というのが、皆さんには思い切って仕事をしてください、責任は私が何かあった場合は全てとりますというところだというふうに思っております。

最初ですので、ちょっとお伺いしておきたいなと思う、具体的に何かというわけではないんですけども、大臣が考える責任をとるというのは、これはどういうことを想定されておっしゃられた言葉なんでしょうか。

○河井国務大臣

これは、あくまで鳩山邦夫当時の法務大臣がおっしゃった言葉を引用したということあります。

その上で、私が所信でも申し上げましたけれども、三点、攻めの法務行政、温かい法務行政、世界に広がる法務行政、これまで法務省が培ってきたさまざまな基盤、それは大切にしつつも、ぜひ積極的に新たなそういう事柄についてもこれからしっかりと取り組んでいただきたい。

当然、そうなりますとさまざまな事柄がこれから起きてくるかもしれませんけれども、本当に法務省の職員の皆さんのがこれが正しいというふうに信じていただける、そういう方針であれば、私は、関係するさまざまな役所とも、しっかりと責任を持って調整をする、交渉する、そしてその実現に当たっていく、そういう決意を表明したわけであります。

○日吉委員

責任を持ってやると言われたときに、やはり法務省の職員の方々というのは、これはやりやすいといいますか、いざとなったら大臣が責任をとってくださると思ったら、本当に感銘を受けて一生懸命仕事に邁進されるのではないかなどというふうに思ったところでございます。

この責任をとるというのは、具体的にどうするかというのはさまざまなことがあると思うんですけども、やはり場合によっては大臣を辞するというような責任のとり方をすることもあるかと思いますし、いろいろあるかと思いますけれども、そういう中で、責任をとるといっても、いろいろ、起こったことというのは取り返しがつかないことになろうかと思います。そういう意味で、慎重な判断と、そして慎重な行政の執行ということをまず最初にお願いをさせていただきたいなと思います。

続きまして、大臣が所信でお話しになりました中で、コーポレートガバナンスについてのお話がございました。今回の国会の中で会社法の改正も盛り込まれておりますけれども、今回は、それはおいておきまして、コーポレートガバナンス、これについて一層勉強をしていくというような発言もございましたので、コーポレートガバナンスを始めとするガバナンス全般についての御認識等をお伺いさせていただきたいなと思っております。

大臣の考えるコーポレートガバナンス、この意味合い、このポイントというのはどういったものか、教えてください。

○河井国務大臣

まさに今委員御指摘の、会社法の一部改正する法案なども国会に提出をするということでありますので、またそのときにいろいろと質疑を通じて充実をしていただきたいというふう

に思いますけれども、一般的に、コーポレートガバナンスというのは、会社の業務を執行する役員が、株主その他の利害関係人の立場を踏まえた上で、透明、公正かつ迅速果断な意思決定を行うための仕組みを意味しているというふうに考えております。

○日吉委員

そのように、業務を適正に、そして効率よくやるために管理の仕組み、また、さまざまな企業で行っている、不祥事等もありますけれども、そういうものを未然に防ぐための管理体制、こういったものをつくっていくのがガバナンスにあるのではないかというふうに考えております。

そういった中で、行政、法務省も一つの組織でありますので、こういったガバナンスというものをしっかりと構築していかなければなりませんし、既につくられていると思いますが、大臣が就任に当たってまず組織のガバナンスについて評価をされたと思うんですけども、どのようにこの法務省という組織についてガバナンスの評価、かなり精度の高いものなのか、不安があるところがあるのか、こういった大臣の評価をお聞かせください。

○河井国務大臣

日吉委員は、公認会計士の資格を持っていらっしゃるということですので、また、そういった専門的な知見、御経験から、コーポレートガバナンスのあるべき姿について、さまざまな御高説をぜひともお伺いをさせていただきたい、そう考えております。

その上で、法務省のガバナンスということではありますけれども、コーポレートガバナンスは民間企業ということで、民間企業と役所というものを同列に論じることは一概にはできないかもしれませんけれども、でも、私、やはり共通している点は幾つかあるんだろうと思っています。一つは、迅速かつ公正に意思決定を行っていくという点は、どちらの組織体もひとしく重要な視点だろうというふうに考えております。

同時に、法務省につきましては、これも職員の皆さんへの訓示で申し上げましたけれども、霞が関の中でも最も優秀で有能な人材がそろっている、私は、前の副大臣を卒業した後、十一年間、十二年間、ずっとそういうふうに評価をしてまいりました。

そういう点で、そういった優秀、有能な職員の方々の力を本当の意味で引き出していく。それは、国民の皆様のため、国家の利益のために引き出していく。それに向かって自分自身しっかりと邁進をしていきたい。そういう意味合いで、冒頭に引用していただきました、当時の鳩山邦夫法務大臣がおっしゃったさまざまな言葉あるいは表現というのを、自分の考え、ぜひそこに向かっていきたいということで引用させていただきました。

○日吉委員

各職員の方々の力を発揮してもらう、これは非常に大事なことだと思います。

その一方で、いろいろな、組織ですから、ミスが起こったり、場合によっては不正が発生するということもあります。最近も他の省ありました。こういったことを、法務省さんでは起こるリスクは低いと判断されているのかどうかというところを、大臣、お話を聞かせください。

○河井国務大臣

もう少し、できましたら詳しく具体的にお尋ねをいただければと思います。

## ○日吉委員

具体的にといいますか、さまざまな問題というのが発生する可能性があります。なので、大臣というその組織のトップに立たれている方というのは、その組織から問題が発生しない、するのかどうかということ、その可能性が高ければそれに対応をしなければいけないし、そんなに高くないのであればそんなに気にする必要もないということになろうかと思います。ですので、まず最初に、その組織としての評価というのはどうなっているのかというのを把握した上で対応を検討していくのではないかなというふうに思っているんですけども、その組織に対する評価、大臣の評価を教えてください。

## ○河井国務大臣

評価につきましては、先ほど述べましたように、極めて優秀で有能な皆さんがそろっているということ。そして、日本の法的な基盤、そのままに屋台骨を背負っているという重要な使命、そういったことは、私は、職員の皆さん方は片時も忘れたことはない、そのように確信をいたしております。

一方で、問題が起きたときと今御質問されて、具体的なことが判然としないんですけれども、例えばそれが職員のいわゆる不祥事ということについての御質問でありましたならば、そういうことはあってはならないし、そして、もう既に決まっているさまざまな事柄、そういうことをしっかりとこれから全ての職員の皆さん方に周知するようにしっかりと努力をしていかなければいけない、そう考えます。

一方で、そういう目に見える形で問題とか不祥事ということではなくて、法務行政ですから、さまざまな政策判断が日々発生をするということを考えておりまして、その判断に誤りがないようにしなくてはならない。そのときに、私自身が心がけるべき指針としては、所信的の御挨拶で申し上げましたけれども、攻めの法務行政、温かい法務行政、世界に広がる法務行政というこの三点、この観点をしっかりと重視をして、さまざまな事柄についてこれから対処していく、そういうふうに自分で考えております。

## ○日吉委員

そうやって対処していただくということは非常に重要なことだと思います。

ただ、私の聞きたいこととはちょっとそれてしまったのかなという思いがありまして、そもそも、不祥事なりを起こさないようにするための組織の仕組みというのをつくらなければいけません。それが世の中では内部統制と言われています。各企業はそういった内部統制をつくります。もちろん、法務省内にも内部統制ができ上がっています。

その内部統制をつくる責任というのは、企業でいえば経営者にあるというふうに、これは明確にされております。経営者、すなわち社長であったり、その担当する役員、経営層が責任を担うということです。

なので、言いたいことは、今現在、何か問題があるというわけではなくて、そういう問題が起こる前に、問題が起こらないような仕組みをしっかりとつくっていかなければいけないということです。

そこで、ちょっと別の角度から質問をさせていただきますが、こういった仕組みをつくる責任は、法務省内においては誰にあるのでしょうか。

## ○河井国務大臣

もちろん、最終的な責任の所在は法務大臣にあるというふうに考えております。

その一方で、コーポレートガバナンス、先ほど冒頭先生が質問で入っていかれましたけれども、もちろん、民間企業とこういう役所とは一概に同列に論じることはできないという前提の上ですけれども、民間企業におきましては、透明、公正な意思決定を担保するためには、業務を執行する役員から独立した立場にある者が役員を監督する体制を構築することなどが重要である、そういうふうに、純粋な民間企業におけるコーポレートガバナンスでは書いてありますし、それが社外取締役のさまざまな体制の充実ということだと思いますけれども。

私は、先ほどから申し上げておりますように、今回、法務省に法務大臣として入ってまいりました。どうしても、きつすいのお役人の皆さん方だけでは気づかないこと、本当はさまざまな資源や能力やあるいは仕組みがあるにもかかわらず、そういうしたものについて、もっと積極的に取り上げるべきだということについて十分には認知しないというふうなことも私はあるのではないかと考えます。

そういう意味で、政治家としての考え方、まさに冒頭、引用をしていただきました、鳩山大臣が、細かいことには精通していないけれども大きな方向性を自分は間違なく示していきたい、そういう考え方、理念にのっとって私もこの法務省をしっかりと率いていきたいと考えております。

## ○日吉委員

今おっしゃられたように、最終的には大臣に内部統制を構築する責任があるということをおっしゃっていただきました。その上で、ぜひしっかりと御対応いただければなと思っております。

そうしたら、次の質問に行かせていただきます。

天皇陛下の御即位に合わせて恩赦が行われるところでございます。現行憲法のもとでは十一回目の恩赦となります。上皇様の天皇即位の礼の際には約二百五十万人、天皇陛下の御成婚の際は約千三百名、そして今回約五十五万人の恩赦を実施することになっております。

犯罪を犯した人の刑罰を特別に軽くすることは憲法にも定められているところでございます。日本国憲法下では、恩赦の決定は内閣が行い、恩赦の認証は天皇の国事行為として行われるというふうになっております。

今回の恩赦ですが、前回よりも五分の一に対象者の数がなっておりますが、法務省の中でもいろいろな御意見があつたというふうに伺っております。反対される方もいらっしゃったようにも報道等で聞いておりますが、今回の恩赦について、大臣の御所見をお願いいたします。

## ○河井国務大臣

まず、恩赦の意義ということでありますけれども、今回、即位の礼という慶事に当たりまして、憲法第七十三条の規定に基づきまして、例えば、医師、看護師、調理師などの資格の制限を取り除くことによりまして、罪を犯した者の改善更生の意欲を高めさせる、そしてその社会復帰を促進するという刑事政策的な見地から実施をすることといったしました。

その上で、今委員御指摘になりました、これまでと比べてのことですけれども、平成十六

年に犯罪被害者等基本法が成立をしております。犯罪被害者やその御遺族に対するより一層の配慮が求められるというのが今の現状だと考えておりますので、それに鑑みまして、今回の恩赦の実施に当たっては、国民感情、特に犯罪被害者等の心情などに配慮して、前例に比べてその対象を限定的にした結果、規模が縮小したということです。

○日吉委員

対象を限定的にという御答弁をいただきました。

先ほども対象者について少し御質問があつたかと思うんですけども、もう一度、減少したところ、そして今回の対象者について、簡単に御説明をお願いいたします。

○今福政府参考人(法務省保護局長)

改めまして、今回、恩赦の対象になる者について御説明を申し上げたいと思います。

まず、政令恩赦でございますけれども、罰金刑を受け終わった者であつて、かつ三年以上罰金以上の刑に処せられていないものについて復権を行うということです。

また、特別基準恩赦につきましては、犯情等を考慮して、特に恩赦とすることが相当であると認められる者に対する刑の執行の免除及び復権の二種類のみを実施するというものであります。

今申し上げました刑の執行の免除につきましては、その刑の執行が長期間停止され、かつ、なお長期にわたり執行に耐えられないと認められるものを対象としております。また、復権についてでございますが、罰金刑を受け終わった者であつて、刑を受けたことが現に社会生活上の障害となっていると認められるものを対象としてございます。

以上でございます。

○日吉委員

もう一度お伺いさせていただきますが、例えば酒気帯び運転とか無免許、過失運転など、こういった罪を犯された方というのは対象になるんでしょうか。

○今福政府参考人(法務省保護局長)

今回の復権あるいは特別基準恩赦のいずれにつきましても、特定の罪名を限定しておりますので、今御指摘の罪名についても含まれるものと承知しております。

○日吉委員

今、含まれるとおっしゃられました。

先般の世論調査を見ましても、この恩赦について反対している方というのも結構な割合でいたように認識しております。また、行政の司法への介入ではないか、こんな批判もされることもあります。

そんな中で、こういった、今非常に厳罰にしなければならないというように言われている過失運転、酒気帯びとか、こういったものも入っていますけれども、それについて、どのように大臣は思われますか。

○河井国務大臣

今、日吉委員が御懸念をされました悪質な過失運転致死傷罪、そういった事柄についてなんですか、それにつきましては、一般に、禁錮刑、懲役刑に処されるということで、そのような事案は今回の恩赦の対象にはなっておりません。ですから、御懸念は当たらない、

国民の皆様から御理解いただけるものだと考えております。

○日吉委員

ということは、罰金刑なので、禁錮刑以上のものは該当しないので、国民の皆様からおかしいのではないかというような批判は当たらないのではないかというふうに考えられているということですね。わかりました。

続いて、人権の問題について少しお話を伺いしたいと思います。

先ほど来、人権侵害等のお話が出ておりましたけれども、改めまして、人権侵害の定義といいますかをちょっと教えていただけますか。

○菊池政府参考人(法務省人権擁護局長)

お答えいたします。

どのような行為が人権侵害に当たるのかということにつきましては、具体的な事案に即して判断されるべき事柄でございますので、一概にお答えすることは困難と言わざるを得ませんが、一般的に申し上げれば、人がその固有の尊厳に基づいて当然に有する権利を損なう行為が人権侵害行為であり、差別であるとか虐待であるとか、あるいはいじめが一般的にはこれに該当するものと考えております。

○日吉委員

差別、いじめ、虐待、こういったものが人権侵害に一般的には当たるという御答弁をいたしました。

先ほど同僚の議員から質問がございましたが、懲戒権の話がございました。これについては民法で定められているところではございますが、こういった内容、これは人権侵害に当たるものなんでしょうか。

○菊池政府参考人(法務省人権擁護局長)

お答えいたします。

懲戒権の内容について、私ども人権擁護機関として、その解釈について申し上げる立場にはございませんけれども、懲戒権として許される範囲を超えるような虐待行為については、一般的に、人権侵害に当たるものと考えられると思います。

○日吉委員

その懲戒権を超えるところと超えないところの線引きというのは、今どのように解釈されているんですか。

○小出政府参考人(法務省民事局長)

懲戒権につきましては、現在、法制審議会で、本年度成立しました児童虐待の関係で、懲戒権を削除するのか、あるいは懲戒という言葉を修正するのか、あるいはどのような行為が懲戒権として許されるのかというような、いろいろな観点から今検討が進められているところでございます。

それで、懲戒権につきましては、平成二十三年に民法改正がございまして、子供の利益のためにそれを行使するということが定められておりますので、懲戒権の範囲を超えるかどうかというのは、一応、そのような点が基準になり得るのではないかというふうに考えております。

○日吉委員

先ほど大臣は、審議会の議論の状況をしっかりと見守っていくというふうにお答えされておりました。今もそういう議論が行われているという話がございましたが、やはり大臣としても、何らか今の状況というのは問題があるから議論が進められている、こういう理解でよろしいですか。

○河井国務大臣

今御指摘の懲戒権の規定、そのあり方も含めて、さまざまな御意見があることは十分承知をいたしております。

その上で、今、審議会におきまして、慎重に、そしてまたいろいろな面から審議をされているということありますので、その調査審議をしっかりと見守って、よい、充実した内容になるように強く期待をしているというところであります。

○日吉委員

ありがとうございます。

もう少し人権の話をさせていただきます。

ハンセン病患者、元患者やその家族に対する人権、これについて大臣はどうのようにお考えになられておりますか。

○河井国務大臣

ことしの七月に内閣総理大臣談話が発出をされました。ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての談話ということでありまして、そこに書いてございますように、ハンセン病対策については、かつてとられた施設入所政策のもとで、患者や元患者のみならず、家族の方々にも、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実である、そういう認識を示しております。

法務省としては、原告団の皆様を始めとする当事者の方々の御意見を伺いながら、関連する厚生労働省と文部科学省とともに、偏見や差別の解消に向けた取組を一層推進していくたいと考えております。

○日吉委員

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それともう一つ、ちょっと話はそれてしまうかもしれないんですけども、原発がありますよね。原発、これは、一たび事故が起きると非常に大きな影響がありますということになるんですけども、例えば、原発の事故というのは、何十年に一回あつただけだからそういう起こるものではない、だから大丈夫だと思う人もいると思いますし、そうはいっても、いや、起こるかもしれない、あした起こるかもしれないというふうに思う人もいると思うんですね。例えば、飛行機に乗るのであれば、飛行機事故、これに対して、避けたい人は飛行機に乗らなくても済みます。しかしながら、原発というのは、それができてしまって、もし事故が起こったら、原発は要らないと思っている人も巻き込まれてしまうというような、こういったものです。

こういう意味から考えますと、ある意味、リスクの選択、人々がどのぐらいリスクをとるのか、そういう自由というのがあると思うんですけども、リスクを選択する自由というの

を原発はかなり侵害してしまうのではないかなと思っています。

リスク選択、こういう自由を侵害するというのは、ある意味、人権の侵害につながっていかないかなと思うんですけれども、大臣はどのようにお考えになられますか。

○河井国務大臣

ただいま原子力政策についてお尋ねをいただきましたが、私の所管外だというふうに考えますので、お答えを述べるのは差し控えたいと存じます。

○日吉委員

では、次の質問に行かせていただきます。

有罪判決を受けて服役中に刑務所から逃げ出したり、被疑者や被告人として勾留されている施設から逃げ出したりする事件が多く見かけられます。

昨年八月十三日、強盗致傷の疑いで逮捕され、大阪府の富田林署で留置中だった容疑者が逃走した事件があります。弁護士と接見のために面会室に入った後、所在がわからなくなつたという事件です。九月二十九日、山口県周南市の道の駅売店に並ぶ食料品を万引きした男が警備員に取り押さえられました。実に四十九日に及ぶ逃走劇が終わりを告げたわけでございますが、これが大きな社会問題となりました。

ことし八月の横浜の事例もありますが、保釈中といつてもいろいろな事例があると聞いております。逃走しているのは、今現在、何人ぐらい全国にいらっしゃるのか、教えてください。

○小山政府参考人(法務省民事局長)

いろいろな、二つの系統の事例について御指摘ございまして、保釈となって公判期日に出頭しない者、所在不明のまま自由刑が確定する者がおるわけでございますが、その数について、当局において現時点では網羅的に把握していないところはちょっとお許しいただきたいと思います。

なお、関連してですが、自由刑の執行を免れる目的で逃走している、逃亡している者がおります。これはいわゆる自由刑遁刑者という類型になっておりますけれども、こちらにつきましては、平成三十年末現在で二十六名と把握しております。

○日吉委員

大臣、これは多いんですかね。どう考えられますか、二十六名というのは。

○小山政府参考人(法務省民事局長)

今御指摘のありました、この数が多いか少ないかというのは非常に難しいところがございます。

ただ、過去の数字でございますが、三年間の自由刑遁刑者の数でございますが、平成二十八年末ですと二十九名、二十九年末も二十九名、三十年末が二十六名ということでございまして、遺憾ではございますが、一定数の、刑が確定して遁刑している者というのはいるというところでございます。

○日吉委員

これは、大きな原因といいますか、どこが問題だったというふうにこれまで考えられていくんでしょうか。

○小山政府参考人(法務省民事局長)

自由刑の遁刑につきましては、例えば、問題といいますか、現象といいたしましては、今、最近問題になっている、保釈中に逃亡してしまってそのまま刑が確定しているというような者もおりますが、それ以前に、裁判というものは必ず身柄拘束中に行われるわけではございません。在宅で裁判が行われ、そのまま確定した、それが結果的に実刑判決ということもございます。

こういう制度自体は、それがおかしいのかと言われますと、それはなかなか難しい評価もございますので、なかなか事務当局としてお答えするのは難しいところかと考えております。

○日吉委員

ありがとうございました。

時間がなくなってきましたので、次の質問に行かせていただきます。

ちょっと関連することなんですかけれども、保護司についてお尋ねしたいと思います。

罪を犯した人の社会復帰を支えるために、保護司の皆様が日ごろ御尽力されておりましたことに敬意を表します。

現在、保護司の数が減ってきてているという中で、なり手の方もなかなかいないというふうに聞いております。この十年で約千六百人減少しているという報道もありますが、この現状について教えてもらえますでしょうか。

○今福政府参考人(法務省保護局長)

ただいま委員御指摘のとおりでございまして、保護司のなり手確保は困難化しております。

保護司数は、平成二十一年一月一日現在、四万八千九百三十六人でございましたが、以後減少を続けておりまして、平成三十一年一月一日現在では四万七千二百四十五人と、この十年間で約千七百人減少しております。

○日吉委員

こういった中で、公務員の方が保護司を兼務されるというようなこともあるというふうに伺っております。

今後、このなり手不足にどのように対策をとっていくのか、そして、兼務における報酬、基本的にはボランティアというふうに伺っておりますけれども、報酬の体系といいますか、報酬をどのように考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○今福政府参考人(法務省保護局長)

ただいま御指摘ございましたとおり、なり手確保のために諸施策をとっております。

法務省では、まず、地域の関係機関等の関係者を構成員とする保護司候補者検討協議会を設置するですか、保護司活動を体験する機会を提供する保護司活動インターンシップ制度を実施するですか、あるいは、保護司活動の拠点として更生保護サポートセンターの設置などを進めてございます。特に、更生保護サポートセンターについては、本年度において、全ての保護司会、八百八十六カ所に設置することとしております。

これらの施策を始め、ほかにも、地方公共団体の職員や職員のO B、あるいは経済団体、宗教団体、士業団体などに保護司に適当な方を紹介していただくよう働きかけをしているところでございます。以上です。

○日吉委員

どうもありがとうございました。

保護司の方々がしっかりと活躍できるように、そういったサポート体制をとっていただけ  
るようお願いいたします。

続きまして、ばらばらいろいろ質問させていただいて恐縮なんですが、戸籍のない子供た  
ちについてお伺いをさせていただきます。

現在、日本でどのくらいいらっしゃるのか、人数を教えてください。

○小出政府参考人(法務省民事局長)

お答え申し上げます。

本年九月十日現在で法務省が把握しております無戸籍の方の数、これは合計八百二十一名  
でございます。その内訳のうちで、就学前の方、ゼロ歳から五歳までの方が四百九十二人、  
それから就学年齢にある方、六歳から十四歳の方が百六十一名ということでございます。

○日吉委員

この戸籍がない状態というのは、どのような原因で、どのような背景で生じているのか、  
その分析をどのようにされているのか、教えてください。

○小出政府参考人(法務省民事局長)

お答えいたします。

戸籍に記載されていない理由でございますけれども、民法の規定により出生届を出すこと  
によって前の夫の嫡出推定を受けてしまうということを理由として出生届を出さない、それ  
が全体の七八%を占めているということでございます。

○日吉委員

今お話をありましたけれども、その民法の規定は変えていく、こういったお考えは、大臣、  
ございますでしょうか。

○河井国務大臣

まず、この無戸籍問題についての認識でありますけれども、これは人間の尊厳にかかる  
極めて重大な問題だというふうに受けとめております。

法務省は、これまでも、幾つかこの問題の解消につきまして取組を行ってきました。一つ  
は、市区町村の窓口等から得られた情報を各法務局が把握して、無戸籍者の情報を把握する。  
それから、その把握した情報に基づきまして、法務局や市区町村の職員が無戸籍の母親など  
に定期的に連絡をしたり、一軒一軒戸別訪問を行うということで、一人一人に寄り添う、戸  
籍の記載に必要な届出や裁判上の手続がとられるように支援をしてまいりました。そして、  
その裁判費用などについて相談をもしいただいた場合には、日本司法支援センター、通称法  
テラスにおきまして、民事法律扶助制度について御案内をしております。

こういった事柄を円滑に進めていくために、各法務局、市区町村、そして弁護士会、裁判  
所等関係機関と協議会を設置をして、この問題について密接に取り組んでまいりました。

その上で、ではこれから何を行っていくかということでありますけれども、一つには、民  
法の嫡出推定制度がこの問題の一因となっているという御指摘がございますので、ことしの  
六月二十日、法務大臣から法制審議会に対しまして、嫡出推定制度に関する規定の見直し等

を内容とする質問を行いました。ですから、今、法制審議会におきまして審議をしていただいております。

もう一つは、ことしの三月から実施をしておりますけれども、お子さんが生まれる前から、お母様方に妊婦用の啓発パンフレットを作成して、配布を今いたしているところであります。

○日吉委員

さまざまな取組、ありがとうございます。

そうしますと、今現在八百二十名いらっしゃると推定されております、これをゼロに向けて頑張っていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

それと、最後に、法務省さんにおける障害者雇用についてお尋ねをいたします。

現在の障害者雇用における法務省内の雇用人数を教えてください。

○西山政府参考人(法務省大臣官房政策立案総括審議官)

お答えいたします。

令和元年六月一日時点におきまして、障害者雇用、済みません、人員でございますね。済みません、ちょっと、把握しているのが、この人員の数え方が、人の人員ではなくて、重度の方であると二人に数えるとかいうものがございまして、若干実際の人数と異なりますけれども、令和元年の六月一日現在で、法務省だけでございましたら、八百四名、八百四人となってございます。これは、出入国在留管理庁も足した数でございます。(日吉委員「雇用している」と呼ぶ) はい。雇用者人数です。

○日吉委員

時間が来ましたので、最後に一点だけ。

目標数が何人で、現在八百四名ということ、目標数を教えてください。

○西山政府参考人(法務省大臣官房政策立案総括審議官)

目標数の設定としましては、雇用率という形で設定をされていまして、これが法定雇用率二・五%となってございます。

現状、令和元年六月一日時点で、雇用者数、約二・二〇%と足りません。どのくらい足りないかといいますと、人に換算しますと約百十四人まだ足りないという状況でございます。

○松島委員長

もう時間になりました。

○日吉委員

時間が来ましたので、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。